

第3期神河町子ども・子育て支援事業計画
第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画

(令和7～11年度)

[素案]

令和6年10月

神河町

目次

第1章 計画策定の背景及び趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	3
5 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	6
1 統計データによる状況.....	6
2 保護者アンケート調査による状況.....	12
3 中学生アンケート調査による状況.....	20
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況.....	22
第3章 計画の基本的考え方.....	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 施策体系	29
第4章 計画の取組.....	30
1 地域ぐるみで子どもを育てていくために.....	30
2 仕事をしながら子育てをするために.....	32
3 親子が健康に過ごすために.....	34
4 子どもの健やかな成長と学びを深めていくために.....	37
5 すべての子育て家庭への支援のために.....	40
6 安全安心な環境づくりのために.....	43
第5章 量の見込みと確保方策.....	45
1. 教育・保育提供区域の設定.....	45
2. 人口推計	45
3. 量の見込みと確保方策.....	46
第6章 計画の推進と進捗管理.....	57
1. 計画の推進体制.....	57
2. 関係機関との連携.....	57
3. 計画の進捗管理.....	57

第1章 計画策定の背景及び趣旨

1 計画策定の背景

急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立、待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景として、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育てをしやすい社会の実現のため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を推進することとしています。

市町村は、これらの子ども・子育て支援の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を展開する役割を担っており、本町においても、平成27年度に「第1期神河町子ども・子育て支援事業計画」「第1期神河町次世代育成支援対策推進行動計画」、令和2年度に「第2期神河町子ども・子育て支援事業計画」「第2期神河町次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、前計画）を策定し、教育・保育の充実や地域のニーズに応じた様々な子育て支援策を行ってきました。

しかし、近年子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）など、子ども・若者に関する新たに課題が浮き彫りとなり、早急な対策が求められています。国では、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）」を策定して、さまざまな取り組みを進めています。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。そして、令和5年4月には、子ども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。さらに、同年12月に、子ども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととしています。

本町においては、前計画の計画期間が令和6年度で終了することから、昨今の国の動向や社会状況等を踏まえて、すべての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、その権利の擁護が図られ、幸せな生活を送ることができる社会をめざして、新たな5年間の計画として、「第3期神河町子ども・子育て支援事業計画」「第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

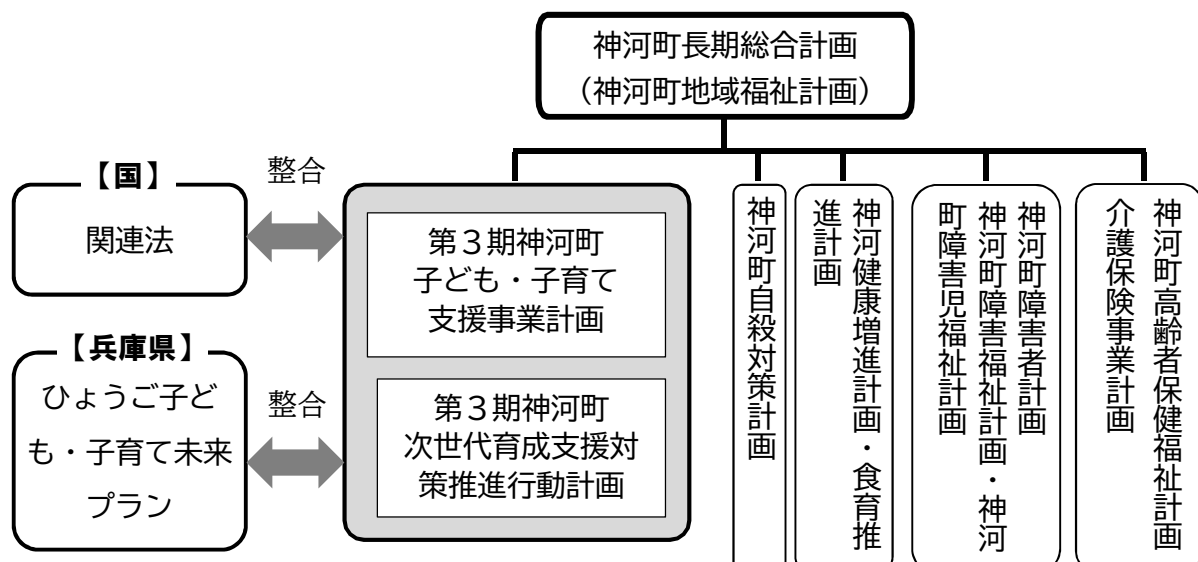
次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「神河町総合計画」を上位計画とし、本町における子ども・子育て支援に関する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す分野別計画です。また、本計画に関連する、分野別計画や国の関連法、兵庫県の計画とも整合を図るものとしします。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。また、本計画における施策が、社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期神河町子ども・子育て支援事業計画 第2期神河町次世代育成支援対策推進行動									
					第3期神河町子ども・子育て支援事業計画 第3期神河町次世代育成支援対策推進行動				
			ニーズ調査	計画改定			中間 見直し		

4 計画の策定体制

(1) 保護者アンケート調査の実施

計画策定にあたり、今後5年間の「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関して、町民のニーズ、現在の利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的として実施しました。

① 調査対象

本町在住の就学前児童及び小学校低学年児童全世帯

② 調査方法

配布：就学前児童・小学生児童のいる世帯のうち、複数のお子さんがある世帯には1通のみ届くように調整し、保育所、幼稚園、小学校経由または郵送による配布

回収：郵送による回収

③ 調査期間

調査期間は令和6年1月31日から2月9日まで

④ 配布・回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	352件	142件	40.3%
小学生	326件	190件	58.2%

（２）中学生アンケート調査の実施

子どもたちのニーズ、意見要望を把握することを目的として実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、ホームページ等において計画案を公表し、町民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

（４）神河町子ども・子育て会議での審議

学識経験者、保育・教育関係者、保護者等から構成される「神河町子ども・子育て会議」において、計画内容等について検討、審議を経て計画を取りまとめました。

５ 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連３法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

（１）施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	○小規模保育事業○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業

（２）支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の３つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

（３）地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

事業の名称
① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 時間外保育事業（延長保育事業） ⑩ 病児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規） ① 子育て世帯訪問支援事業 ② 児童育成支援拠点事業 ③ 親子関係形成支援事業 ④ こども誰でも通園制度

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く状況

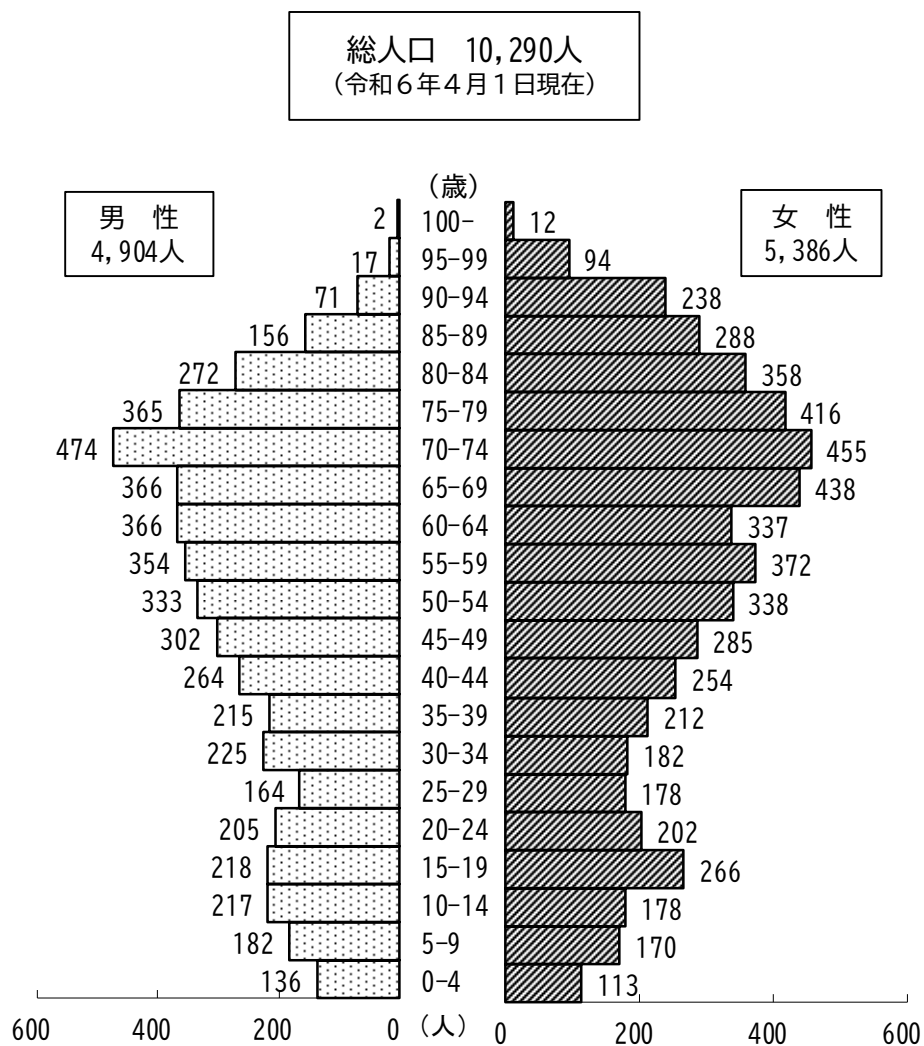
1 統計データによる状況

(1) 人口

令和6年4月1日現在の本町の総人口は、男性は4,904人、女性は5,386人の合計10,290人となっています。

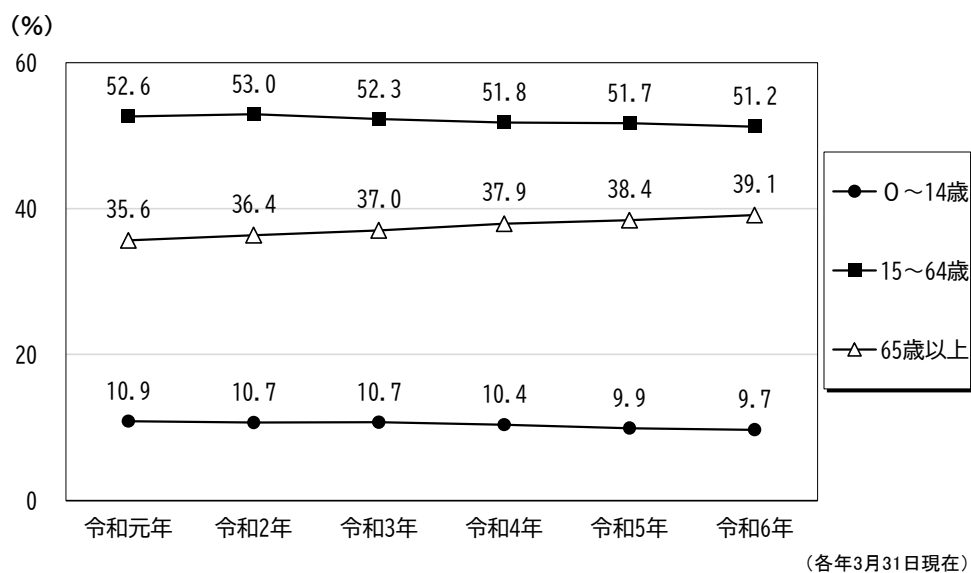
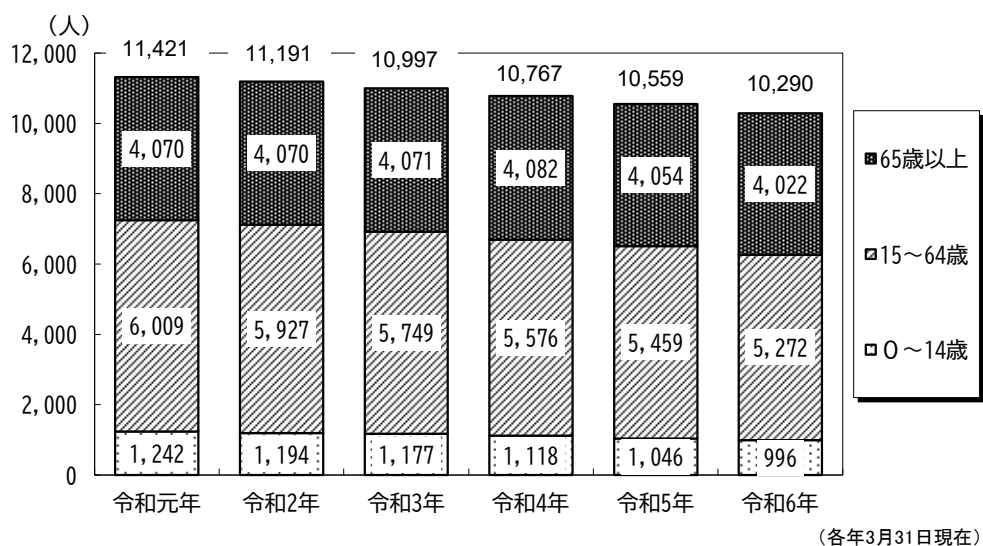
年齢階層別にみると、男女ともに「70～74歳」が最も多く、次が「65～69歳」です。

また、「70～74歳」から30歳代にかけて、年齢が低くなるほど人口が少なくなっており、また「10～14歳」以下も減少しています。



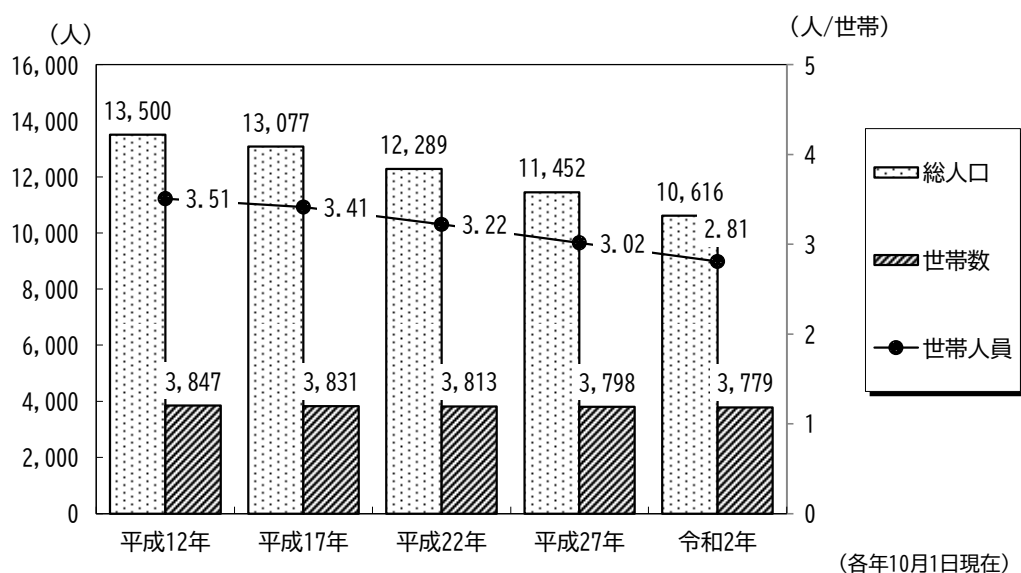
(2) 年齢3区分人口

本町の総人口は年々減少しており、令和元年から令和6年にかけて、1,131人(9.9%)減っています。一方で高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、高齢化率は増加しており、令和6年は39.1%で、令和元年から令和6年にかけて、3.5ポイント上昇しています。



(3) 人口と世帯数の推移

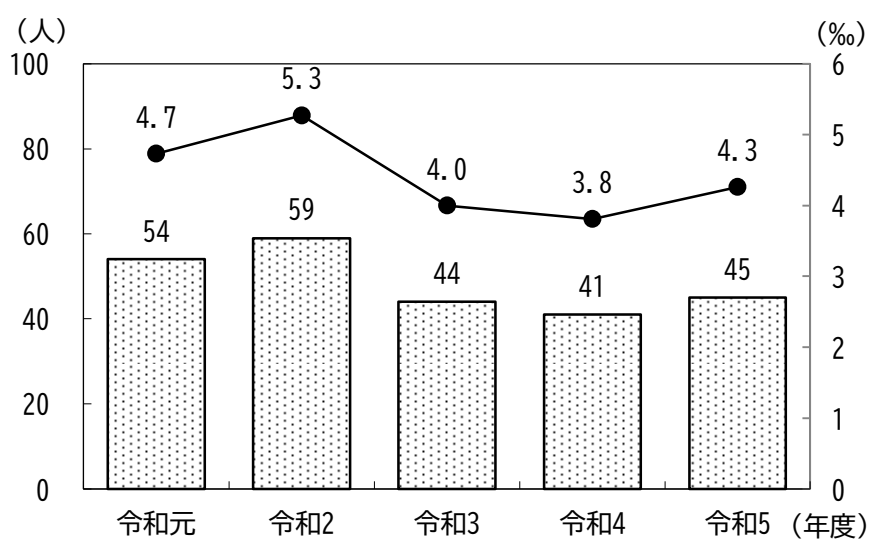
国勢調査によると、平成12年から令和2年まで、人口は減少していますが、世帯数はそれほど減少していません。このため、世帯人員(1世帯当たりの人数)は、3.51人から2.81人へ減少しています。



(4) 出生数・出生率

出生数は、令和元年から令和5年にかけて、減少傾向にあります。

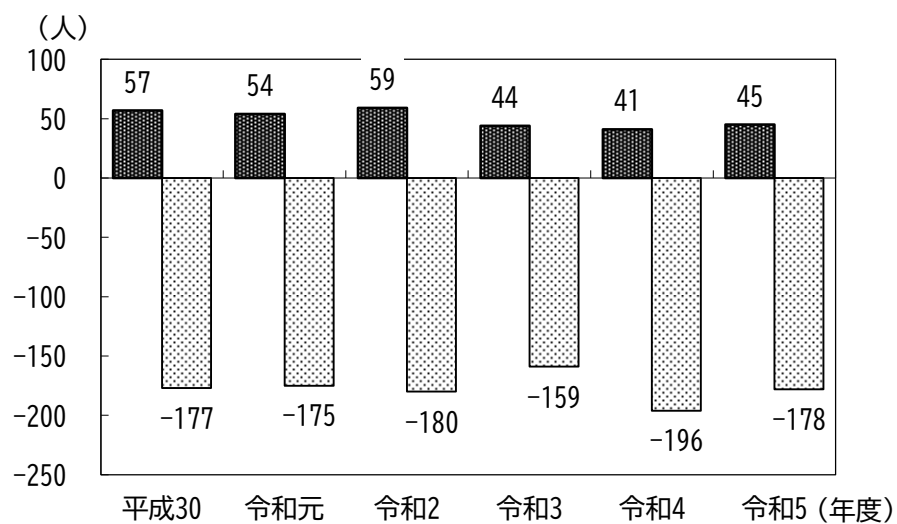
出生率(人口千人当たりの出生数)は、出生数と同様に推移しています。



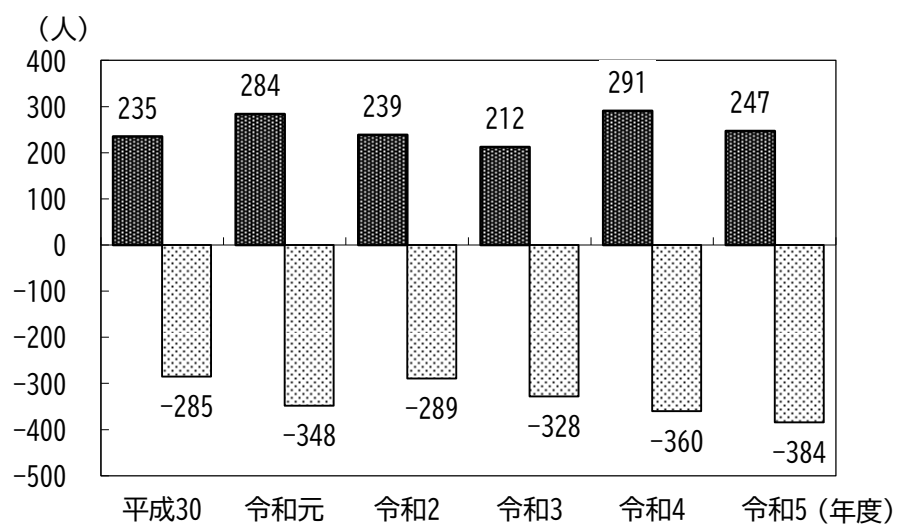
(5) 人口動態

人口動態をみると、自然動態（出生数・死亡数）では死亡数が出生数を上回り、社会動態（転入数・転出数）では転出数が転入数を上回っています。

■出生・死亡数



■転入・転出数



（６）保育所、幼稚園、認定こども園の状況

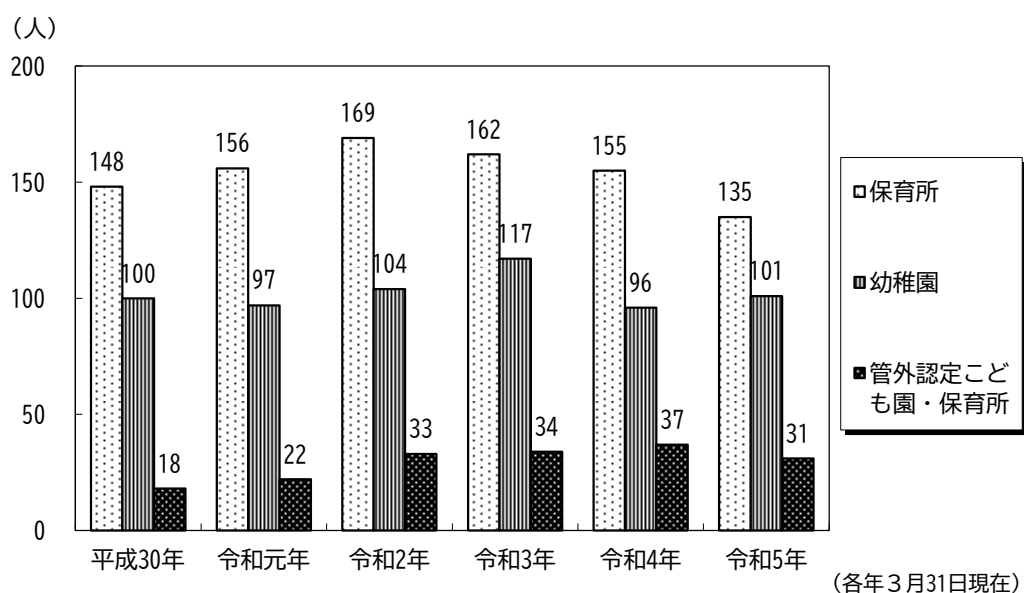
市内の保育所設置数は2か所で、利用者数は令和2年度以降、減少しています。

一方、幼稚園は令和2年度から2か所になりましたが、利用者数はほぼ横ばいで推移しています。管外の認定こども園等の利用者数は、増加傾向にあります。

各年3月31日現在

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	設置数	2	2	2	2	2	2
	定員	130	130	140	140	140	140
	利用者数	148	156	169	162	155	135
幼稚園	設置数	4	3	2	2	2	2
	定員	275	200	200	200	200	200
	利用者数	100	97	104	117	96	101
管外認定こども園・保育所	設置数	0	0	0	0	0	0
	定員	-	-	-	-	-	-
	利用者数	18	22	33	34	37	31
利用者計		266	275	306	313	288	267

■利用者数



(7) 保育所等待機児童数

保育所等の待機児童数は、平成30年度以降、0人で推移しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定こども園	0	0	0	0	0	0
保育所	0	0	0	0	0	0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：保育所等利用待機児童数調査

(8) 家庭児童相談室の相談件数

家庭児童相談室の相談件数は、令和5年度、虐待4件、障がい23件、保健5件、育成7件となっています。

(単位：件)

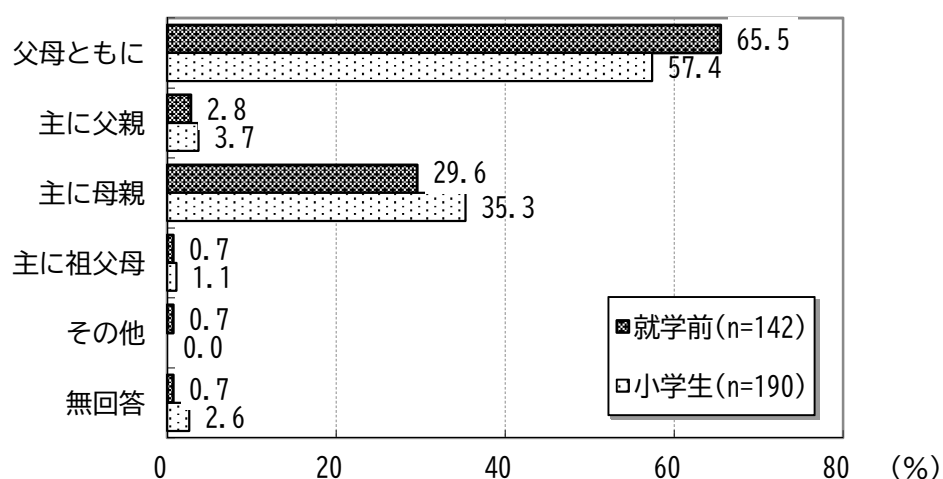
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
養護	虐待	0	1	0	2	2	4
	その他	0	0	0	0	0	0
障がい		0	0	16	11	17	23
保健		0	0	21	7	5	5
育成		1	0	6	7	5	7
その他		0	0	1	0	1	0
計		1	1	44	27	30	39

※令和2年度から報告基準の見直を行ったため件数の増

2 保護者アンケート調査による状況

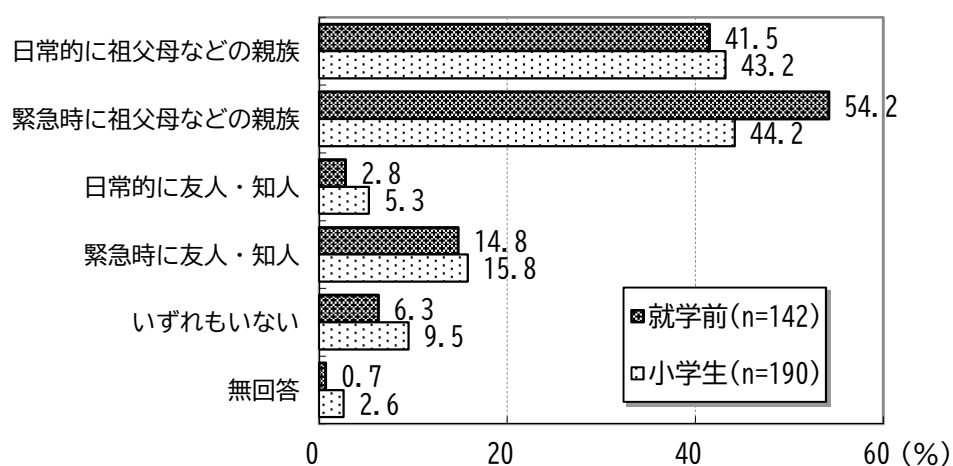
(1) 子育てを主に行っている人

「父母ともに」が就学前、小学生ともに半数以上、「主に母親」が30%前後となっています。



(2) お子さんをみてもらえる親族・知人

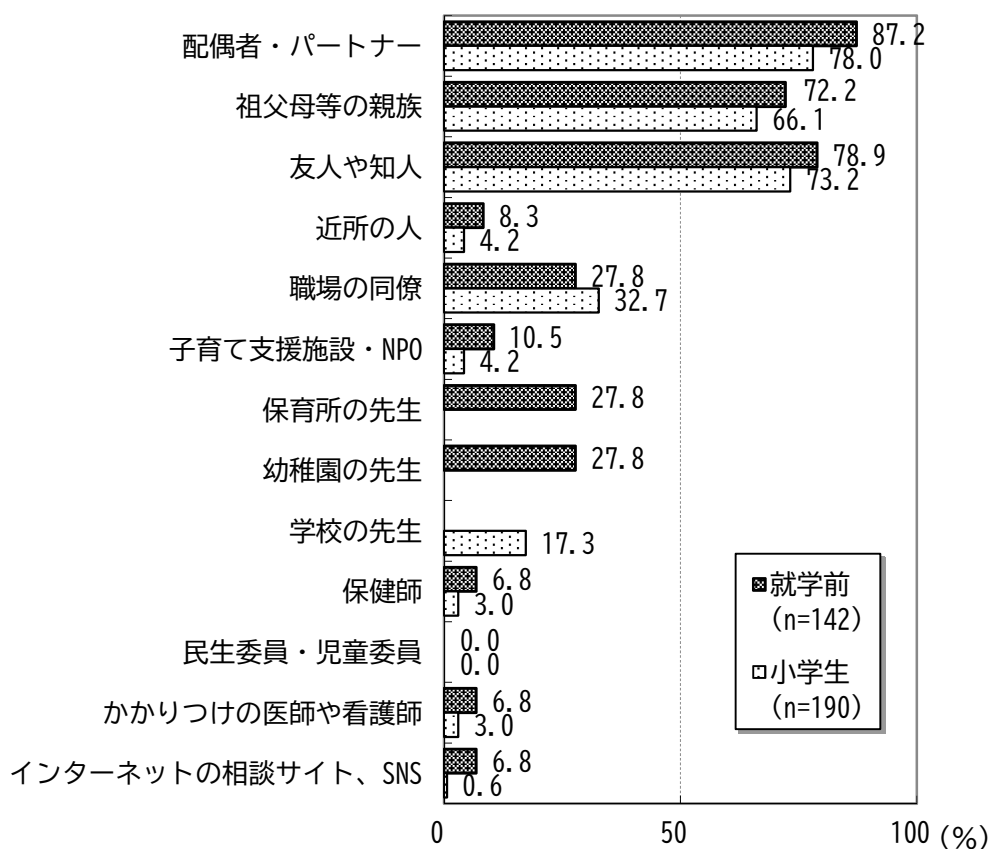
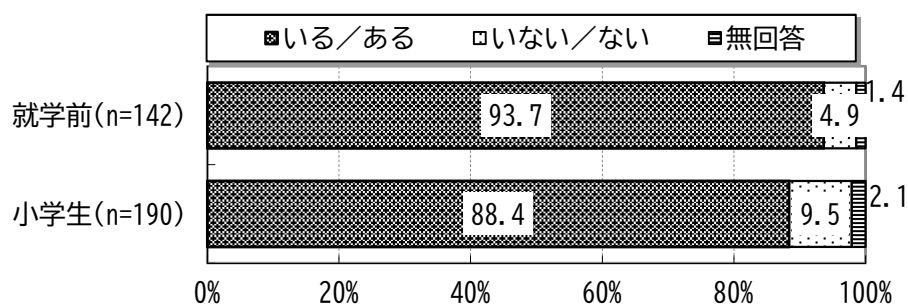
日常的に祖父母などの親族が子どもを見てくれる割合は40%台、緊急時に見てくれる割合は、就学前50%台、小学生40%台。「いずれもない」人は、就学前6.3%、小学生9.5%となっています。



(3) 相談できる人

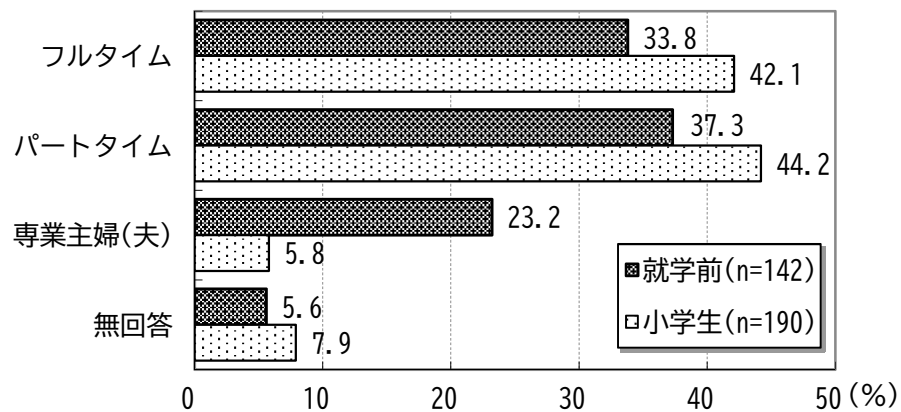
子育てについて相談できる人が「いない/ない」人は、就学前4.9%、小学生9.5%となっています。

「いる/ある」人の具体的な相手は、「配偶者・パートナー」「祖父母等の親族」「友人や知人」が特に多くなっています。



(4) 母親の就労状況

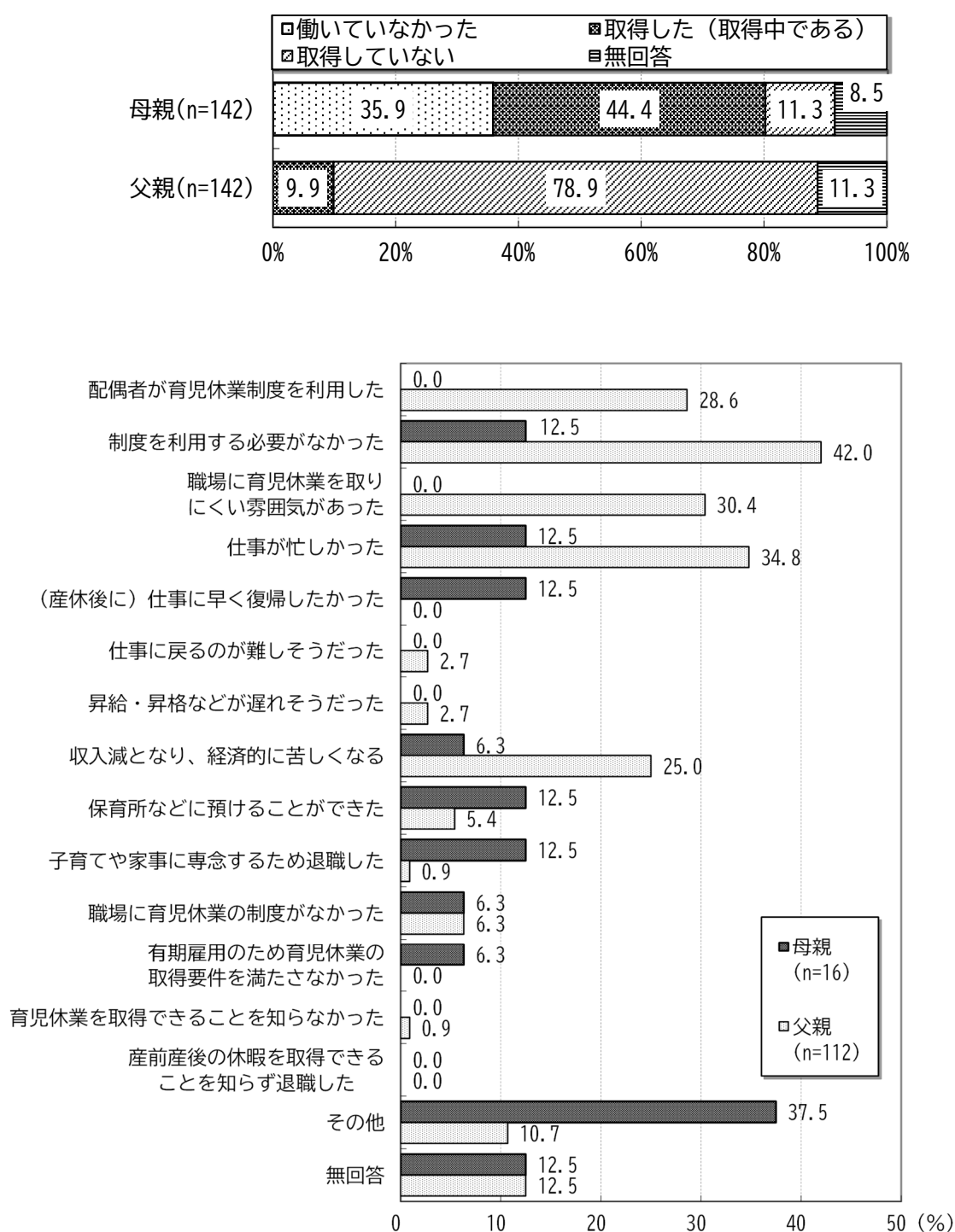
母親の就労状況は、「フルタイム」は就学前33.8%、小学生42.1%、「パートタイム」は、就学前37.3%、小学生44.2%で、いずれもフルタイムよりもパートタイムのほうが多くなっています。また、「専業主婦(夫)」は、就学前23.2%、小学生5.8%で、小学生の保護者の大半が就労していることがわかります。



(5) 育児休業の取得状況

子どもが生まれたときに育児休業を取得した母親は、44.4%、父親は9.9%です。

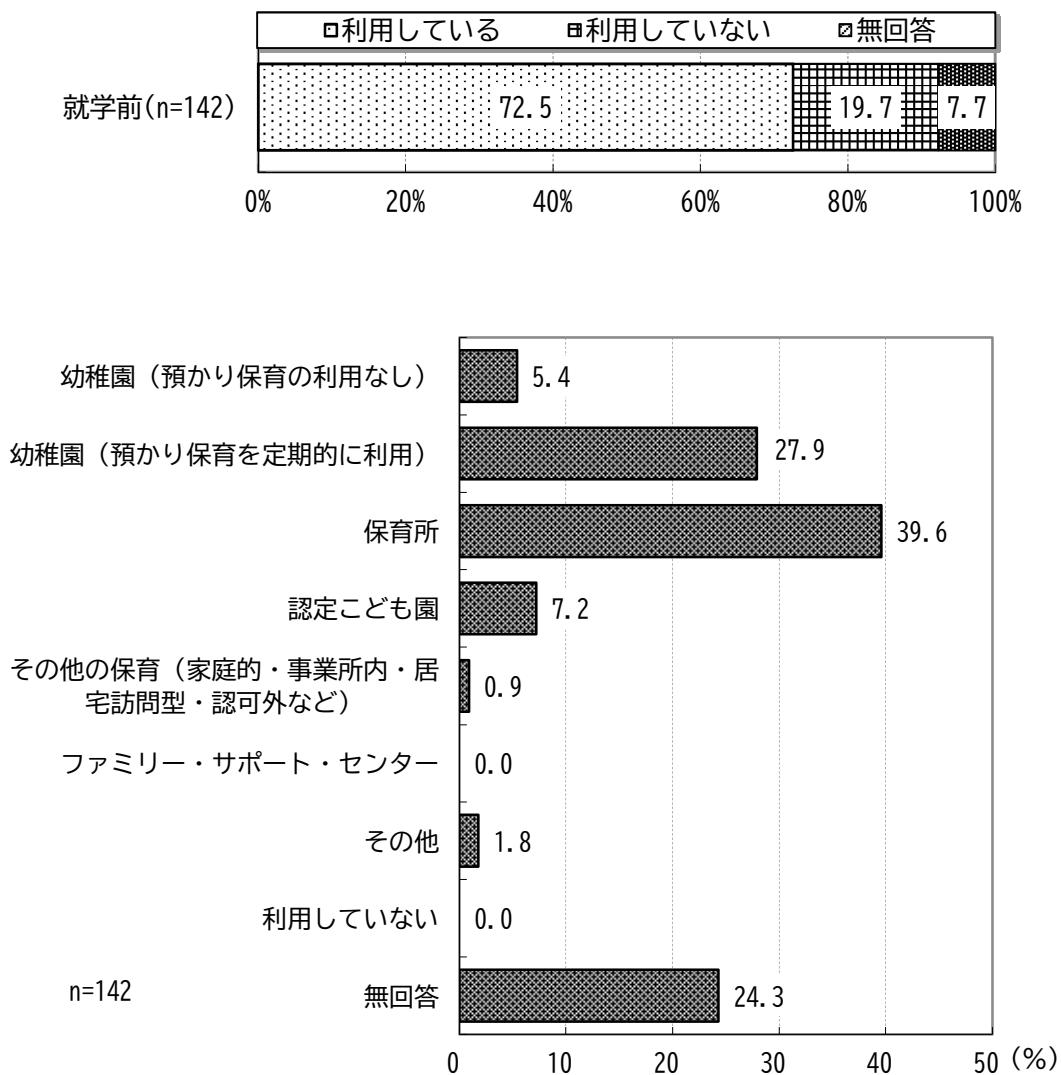
育児休業を取得しなかった理由では、母親は「制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」など、父親は「制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育児休業制度を利用した」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などが挙がっています。



（６）平日の定期的な教育・保育事業

平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童の割合は、72.5%です。

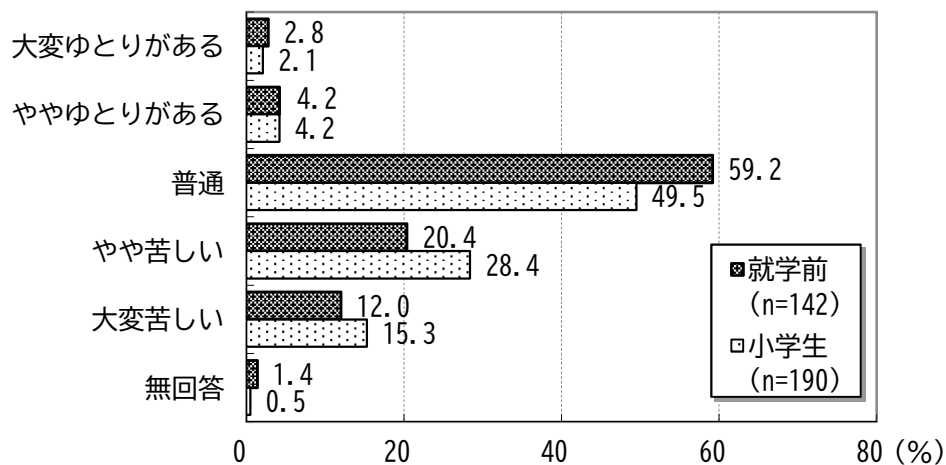
利用している事業は、「保育所」39.6%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」27.9%で、この2つで半数以上となっています。



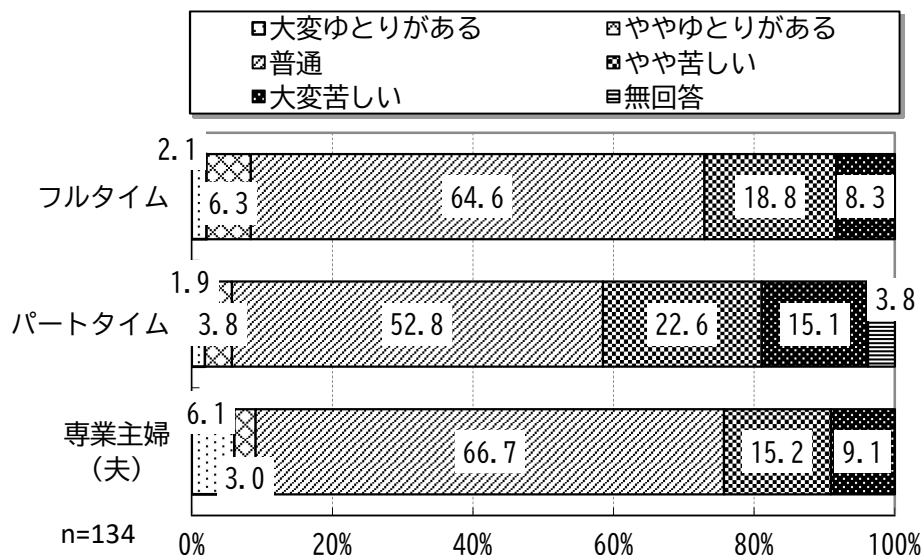
(7) 家計の状況

現在の家計の状況について、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、就学前32.4%、小学生43.7%です。

母親の勤務状況との関係を見ると、フルタイム勤務に比べてパートタイムのほうが、「やや苦しい」と「大変苦しい」の割合が多くなっています。

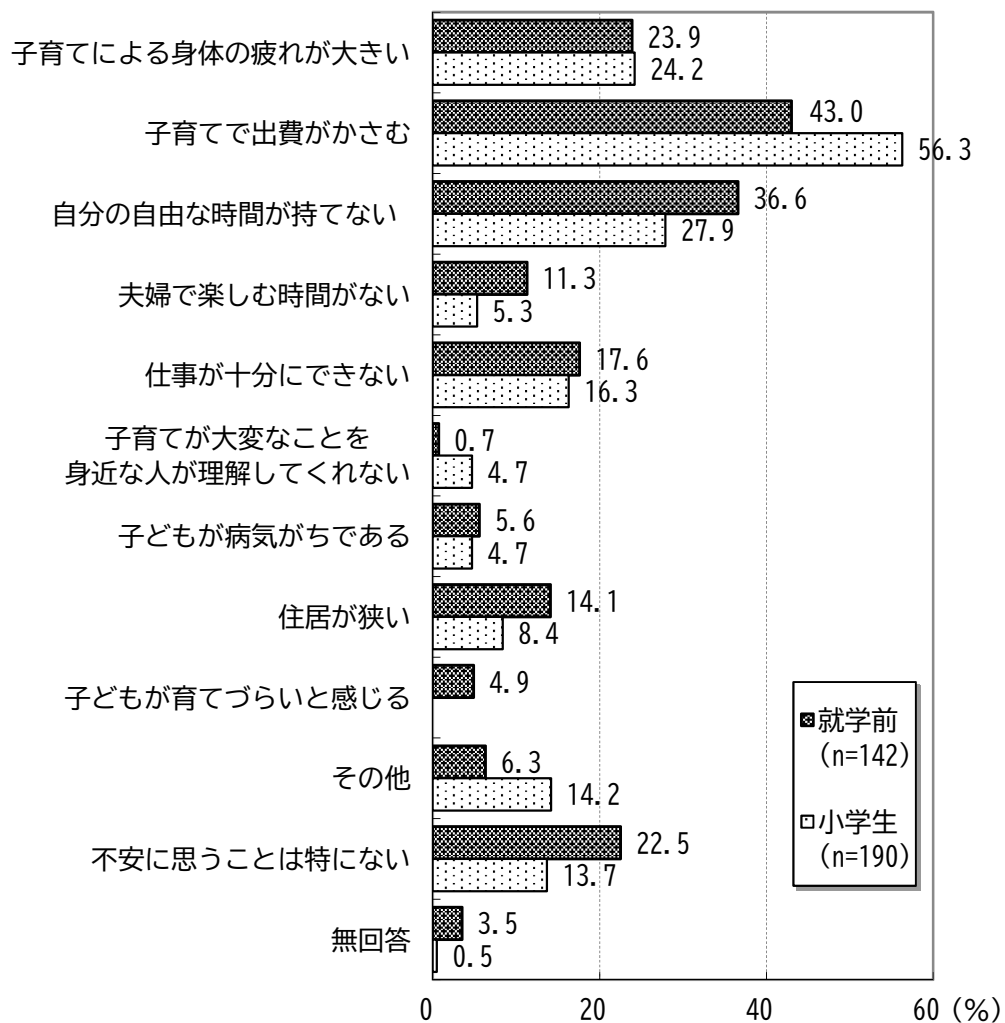


■勤務状況と家計



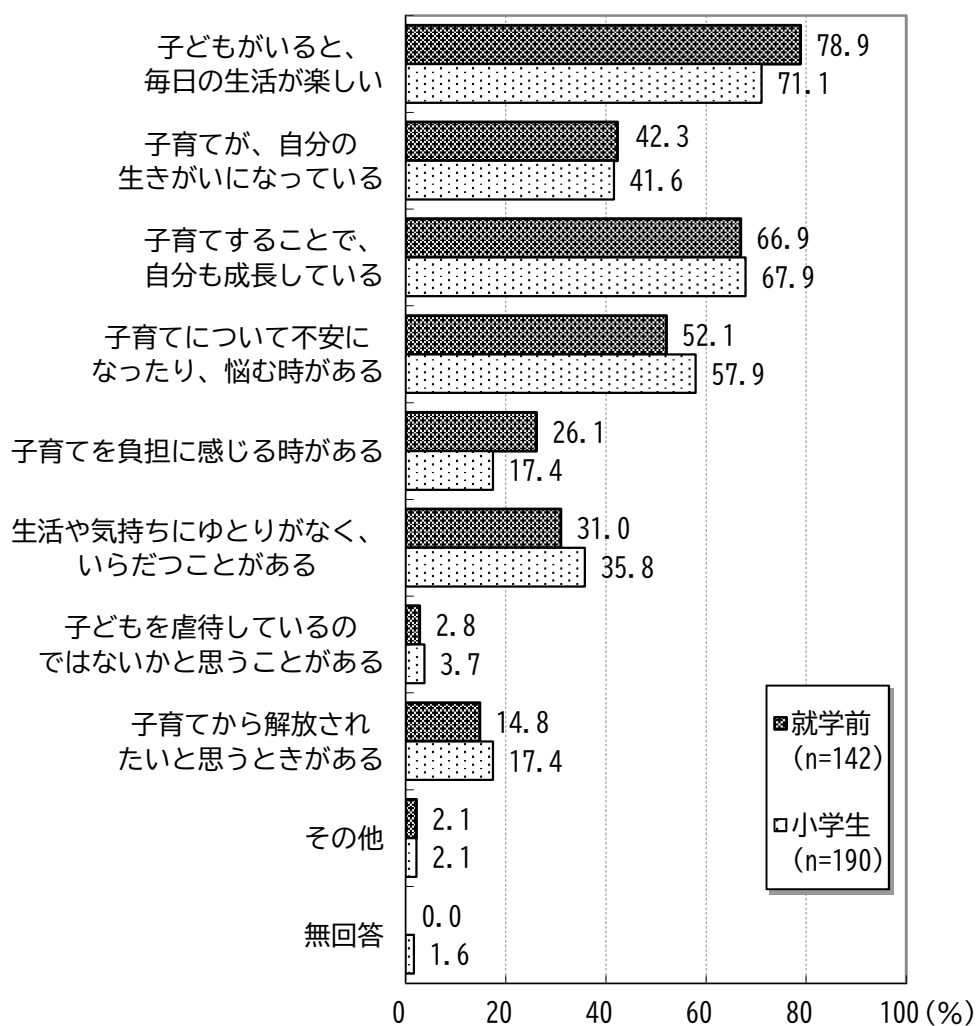
(8) 子育てをする上で不安に思っていること

子育ての不安、悩みについては、就学前、小学生ともに「子育てで出費がかさむ」が最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」などとなっている。



(9) 子育てについて

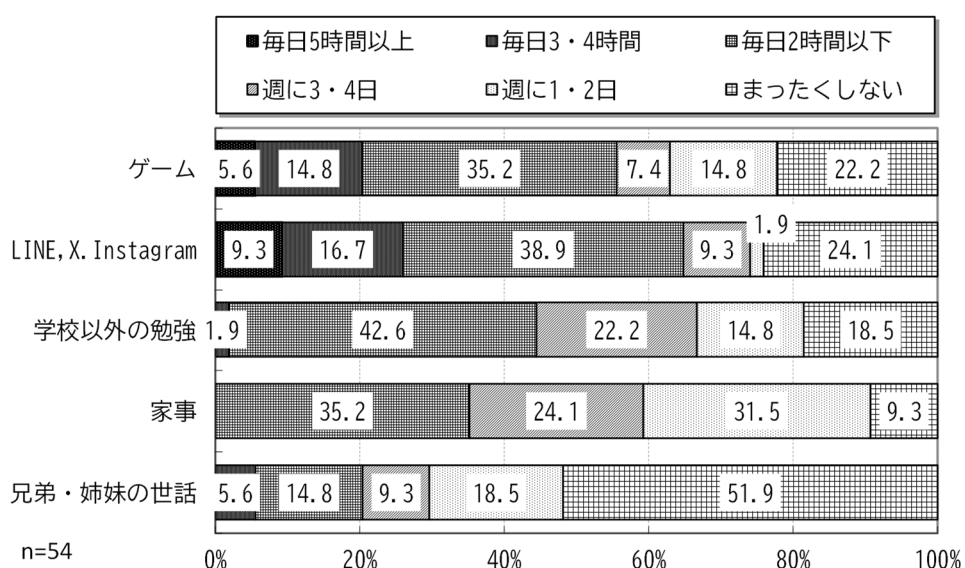
子育てについて、「子どもがいて、毎日の生活が楽しい」は、就学前78.9%、小学生71.1%、「子育てについて不安になったり、悩む時がある」は、就学前52.1%、小学生57.9%、「子育てを負担に感じる時がある」は、就学前26.1%、小学生17.4%などとなっています。



3 中学生アンケート調査による状況

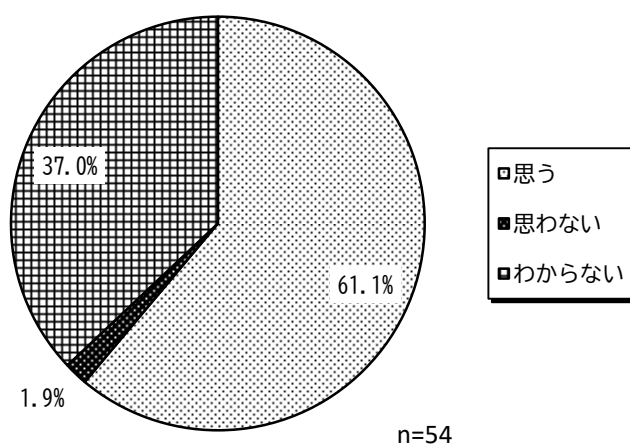
(1) 1日の活動時間について

1日の活動時間について、ゲーム、LINE(ライン),X(エックス),Instagram(インスタグラム)、学校以外の勉強、家事は「毎日2時間以下」、兄弟・姉妹の世話は「まったくしない」が、それぞれ最も多くなっています。



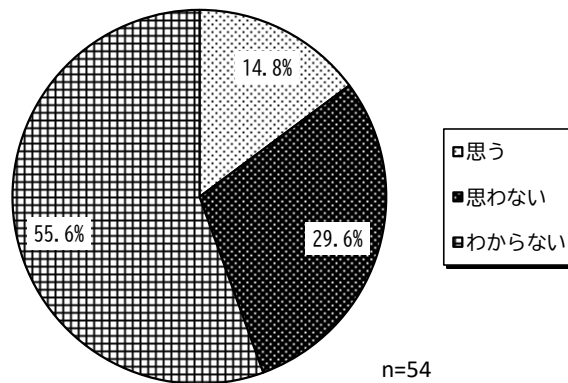
(2) 将来、結婚して家族を持ちたいと思うか

「思う」が61.1%で最も多く、次が「わからない」37.0%となっています。



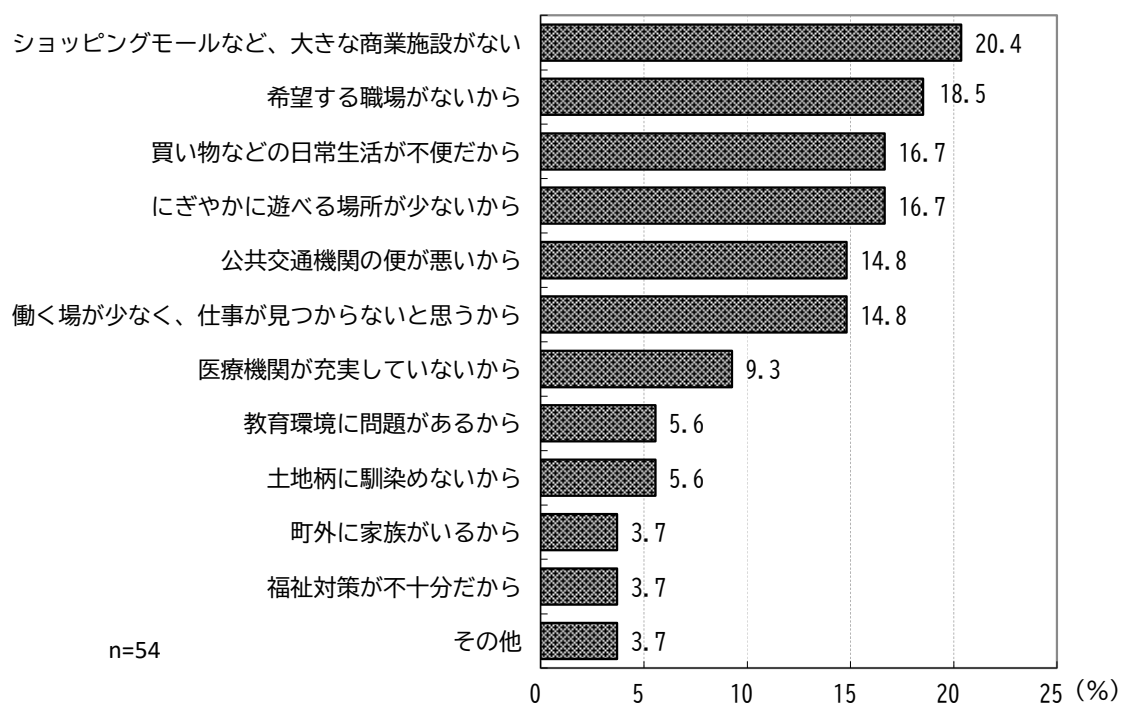
(3) 大人になっても神河町で暮らしたいか

「わからない」が55.6%で最も多く、次が「思わない」29.6%となっています。



(4) 神河町で暮らしたいと思わない理由

将来、神河町で暮らしたいと思わない理由としては、多い順に「ショッピングモールなど、大きな商業施設がない」「希望する職場がないから」「買い物などの日常生活が不便だから」「にぎやかに遊べる場所が少ないから」などとなっています。



4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

前計画における量の見込みと確保の内容に対する実績値は、下記のとおりです。

(1) 教育・保育給付事業

■ 1号認定（2号認定の学校教育利用も含む）

実績値は、計画値をやや下回る値で推移しました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	125	126	120	112	113
	確保の内容	125	126	120	112	113
実績値		109	123	101	101	

■ 2号認定

実績値は、令和4年度までは計画値をやや上回りましたが、令和5年度は下回りました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	91	91	87	82	82
	確保の内容	91	91	87	82	82
実績値		98	94	93	77	

■ 3号認定（0歳児）

実績値は、令和3年度および令和4年度は、計画値を上回りました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	17	17	17	16	15
	確保の内容	17	17	17	16	15
実績値		16	22	21	13	

■ 3号認定（1・2歳児）

実績値は、毎年計画値を上回って推移しました。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	71	72	70	68	67
	確保の内容	71	72	70	68	67
実績値		83	74	73	76	

（2）地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

実績は、1か所の設置となっています。

（単位：か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	

■ 地域子育て支援拠点事業

実績値は、増加傾向にあり、計画値を毎年上回って推移しました。

（単位：延べ人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7,488	7,572	7,356	7,080	6,936
	確保の内容	7,488	7,572	7,356	7,080	6,936
実績値		10,508	11,381	13,283	12,968	

■ 妊婦健康診査事業

実績値は、計画値を毎年下回っています。

（単位：延べ人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	882	882	854	826	812
	確保の内容	882	882	854	826	812
実績値		667	490	517	507	

■乳児家庭全戸訪問事業

実績値は、令和3年度および令和4年度は、計画値を下回りました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	58	56	56	54	52
	確保の内容	58	56	56	54	52
実績値		58	53	40	49	

■養育支援事業

実績値は、計画値を上回って推移しました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保の内容	6	6	6	6	6
実績値		19	15	10	10	

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

計画値を設定しましたが、利用実績はありませんでした。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保の内容	4	4	4	4	4
実績値		0	0	0	0	

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

計画値を設定しましたが、利用実績はありませんでした。

(単位:延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	

■一時預かり事業（幼稚園における一時預かり）

実績値は、計画値を毎年上回りながら推移しました。

(単位:延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10,357	10,410	10,462	10,514	10,567
	確保の内容	10,357	10,410	10,462	10,514	10,567
実績値		11,880	13,411	12,571	12,007	

■一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

実績値は、令和2年度は計画値を上回りましたが、その後は計画値を下回る値で減少しました。

(単位:延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	371	374	359	343	341
	確保の内容	371	374	359	343	341
実績値		437	181	110	43	

■時間外保育事業（延長保育事業）

実績値は、計画値をやや下回る値で推移しました。

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	79	80	77	73	73
	確保の内容	79	80	77	73	73
実績値		66	68	63	38	

■病児・病後児保育事業

実績値は、増加傾向にありますが、毎年計画値を下回りました。

(単位:延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	207	208	199	191	191
	確保の内容	207	208	199	191	191
実績値		2	36	32	68	

■放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

実績値は、計画値をやや下回る値で推移しました。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み （低学年）	131	122	138	151	148
	確保の内容 （低学年）	131	122	138	151	148
	量の見込み （高学年）	68	69	59	54	52
	確保の内容 （高学年）	68	69	59	54	52
実績値		175	164	183	199	

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

第2期計画では、町政の最上位計画である「第2次神河町長期総合計画」との整合性を図るため、総合計画の「実現を目指す将来像」の一つである「子育てが楽しいと思えるまち」「若いお母さんたちが生き活きと暮らすまち」を踏まえて、「お父さんやお母さんがいきいきと暮らし、子育てが楽しいと思えるまちづくり」を基本理念として掲げ、取組を推進してきました。

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえて、子どもにとって最善の利益を第一に考えながら、保護者が子育ての意義を理解し、喜びを感じながら子育てができ、かつ、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

**お父さんやお母さんが子育てに喜びを感じ
子どもたちの笑顔があふれるまちづくり**

2 基本目標

本計画では、基本理念や国の基本指針等を踏まえ、以下の6つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

(1) 地域とともに子どもを育てていくために

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域社会全体で支え、見守ることが重要です。保護者が、子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者が子育て力を向上しながら、様々な関係機関のサポートを受け、子どもが健やかに成長できるような子育て支援環境の充実を地域とともに推進します。また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で、必要に応じて必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、子育て支援のネットワークの充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の整備・充実を図ります。

（２）仕事をしながら子育てをするために

保護者が仕事をしながら充実した子育てをするためには、保護者のニーズに対応した教育・保育サービス充実が欠かせません。また、育児休業制度や多様な勤務体制、父親の育児参加の促進等、職場の意識改革も重要です。このため、子育て家庭への多様な子育て支援の充実に努めるとともに、企業や働く人に対する情報提供や意識啓発を図ります。

（３）親子が健康に過ごすために

親子が健康に過ごすためには、母子の健康の確保及び増進に向けた取組を進めていくことが重要です。子育て世代包括支援センターを中心に、母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進するとともに、母子の疾病予防や児童の発達支援体制の充実、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進を図ります。

（４）子どもの健やかな成長と学びの充実のために

次代の担い手である子どもが、心身ともに健やかに成長するためには、子どもの「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」のための基礎づくりを進めることが重要です。このため、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境や機会、様々な学び・体験の場の充実を図ります。

また、子どもの健全育成のためには、児童虐待やいじめの防止等、子どもの権利が等しく守られ、安心して成長できる環境づくりへの取組も必要です。保育所・幼稚園等と小学校が連携を図りながら、幼児期から就学期までの連続した教育の充実や、家庭・地域・学校が連携・協力し、家庭や地域社会の教育力の向上を図り、子どもの心身の成長を促す環境の充実を図ります。

（５）すべての子育て家庭への支援のために

すべての子育て家庭が、いきいきと暮らすことができるよう、本町の「顔の見える支援・継続した支援」が行えるという強みを生かして、ひとり親家庭や貧困家庭等の困難を抱える家庭への支援、障がいのある子どもやその家庭への支援・環境整備の充実を図ります。また、公立神崎総合病院や隣接する子どもの療育・相談機関である「ケアステーションかんざき」の活用等、保健・医療・福祉面の充実を図ります。

（６）安全安心な環境づくりのために

子どもや子育て家庭を含めた、本町で暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。子どもたちの交通事故や山や川での事故の防止、SNS等により犯罪に巻き込まれることの防止、豪雨や地震等の災害時の安全確保や避難誘導体制の整備など、すべての人々が安全安心に暮らすことのできる環境整備の充実を図ります。

３ 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
お父さんやお母さんが子育てに喜びを感じ 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	1 地域とともに子どもを育てていくために	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	2 仕事をしながら子育てをするために	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 教育・保育サービスの質の向上 (3) 子育てのための働き方の見直し
	3 親子が健康に過ごすために	(1) 切れ目のない健康支援の充実 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実
	4 子どもの健やかな成長と学びの充実のために	(1) 児童健全育成の推進 (2) 子どもの学びの充実 (3) 子どもの遊び・体験の場の充実 (4) 次世代の親の育成 (5) 児童虐待防止対策の充実 (6) 子ども・若者支援の充実
	5 すべての子育て家庭への支援のために	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 特別な支援を要する子どもへの支援の充実 (3) 困難を抱える家庭への支援の充実 (4) 子育て家庭への経済的支援の充実
	6 安全安心な環境づくりのために	(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 子どもを事故や災害から守るための活動の推進 (4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

第4章 計画の取組

1 地域とともに子どもを育てていくために

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業・施策	展開方向	担当課
地域子育て支援拠点事業	児童センター「きらきら館」や子育て学習事業「おひさま」、公民館において、子育ての相談やサポート、地域の子育て情報の提供、子育て教室の開催、子育てサークルの支援等を行います。また、親子や乳幼児、小中学生など異なる年齢層の人たちの交流を促進します。 「きらきら館」では、町の子育て支援に関する情報を集めて発信し、相談支援の拠点としての役割を強化します。また、子育て学習センターなどと連携するとともに、利用者のニーズに応じた新たな取組も行います。	教育課
保育所開放事業	保育所において、保育所に通っていない未就学の子どもたちも対象に、園庭開放や親子で楽しむ遊びを提供するなど、親子サークルを支援することで、保育所と地域、そして地域の住民同士の交流を促進します。また、子育て支援に関する情報収集・発信や相談支援なども行います。	教育課
世代間交流事業	保育所や学校において、地域の人たちから伝統的な遊びや物づくりを学ぶ機会を提供し、地域との交流を深めます。また、学校支援本部の事業と連携し、指導員やボランティアを確保することで、事業の充実を図ります。	教育課
子ども・子育て支援に関する情報の提供	町のホームページやCATVを活用して、子どもや子育てに関する情報をどの世代にも分かりやすい形で継続して発信します。	教育課 健康福祉課
出前子育て講座の実施	保育士や保健師、栄養士、子育てインストラクターと地域が連携し、集会所や公民館で簡単な遊びや子育てに関する相談ができる出前講座を実施します。	教育課 健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	事業の普及啓発に努めることで、地域との連携のもと、育児援助を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。	教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業・施策	展開方向	担当課
家庭教育の啓発	幼児期からの家庭教育の大切さを広めるために講演会などを開催するなど、関係機関と協力して家庭教育に関する学習の機会や情報を提供します。また、家庭での教育力を高めるために、子育て相談員の確保と育成を進め、支援体制を充実させます。	教育課
相談員の人材育成	子育て中の家庭に対して相談や巡回指導を行うカウンセリング技術を持った相談員（サポーター）を育成するために、関係機関と連携して研修の機会を確保します。	教育課
子育て支援ボランティアの確保	子育て中の保護者が気軽に相談でき、必要な情報を得られるように、関係機関と協力して地域の子育て支援ボランティアを確保・育成します。	教育課
地域におけるコミュニティづくり	地域全体での子育てを推進するために、子ども会活動を中心に子どもたちの見守りや声かけを行い、強い保育力、教育力を持つ地域コミュニティを作り上げることを目指します。	教育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業・施策	展開方向	担当課
子育てサークル育成事業	子育て関連のサークル活動を行っている団体に対して、登録制度を導入し、活動をサポートするとともに、CATVやホームページなどを利用して広く情報を発信し、活動の活性化を図ります。	教育課
地域子育てネットワーク事業	ボランティアグループを中心に、見守り・声かけ、子育て相談等、地域の大人たちが積極的に子育て支援に取り組めるよう、子育てネットワークを構築します。	教育課

2 仕事をしながら子育てをするために

(1) 教育・保育サービスの充実

事業・施策	展開方向	担当課
教育・保育事業の提供体制の充実	多様な教育・保育のニーズに応えるため、町内の私立保育所と協力して、幼児教育・保育の連携を図った整備を進め、教育・保育事業の提供体制を強化します。	教育課
保育所・幼稚園の施設整備	適切な遊具の選定と整備、自然環境の整備を行うことにより、就学前児童の遊び環境の安全と安心を確保し、創造性を育む環境を充実します。また、民間保育施設の整備に対して助成を行います。	教育課
延長保育事業	保護者のニーズに対応して、認可保育所で延長保育を実施します。	教育課
一時預かり事業	保護者の病気やリフレッシュなどによる一時的な保育のニーズに応えるため、一時預かりサービスを提供します。	教育課
病児・病後児保育事業	医療機関に併設された保育室で、病気や回復期の児童の保育を行います。 また、新規登録者を確保するため、「病児だより」の発行等により事業の認知度を高めるとともに、定員を増やすなど、更に利用しやすい体制の強化を図ります。	健康福祉課
教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、それに伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。	教育課

(2) 教育・保育サービスの質の向上

事業・施策	展開方向	担当課
幼児教育の充実	保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基に、質の高い幼児教育を推進します。	教育課
保育士等研修事業	保育の質を向上させるため、町内の保育関係者に対する研修の充実を図ります。	教育課
幼児教育・保育に関する専門的人材の配置	幼児教育・保育に関する専門知識やスキルに基づいて、助言や支援を行う人材の育成と配置を進めます。	教育課
幼児期の教育・保育と小学校の連携の推進	保育所と幼稚園の連携を強化し、就学前施設から小学校へのスムーズな移行を促進するための交流活動などを実施し、相互の連携を図ります。	教育課

(3) 子育てのための働き方の見直し

事業・施策	展開方向	担当課
男女共同参画の啓発促進	「第2次神河町男女共同参画推進計画」の基本理念『認めあい自らの行動でつながりハートがふれあう私のまちかみかわ』に基づき、住民一人一人がお互いを認め合い、自らの行動につなげ、性別に関わりなく発揮される個性と能力を活力あふれるまちづくりに活かせるよう、男女共同参画の施策の推進を図ります。	総務課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進	職場での育児休業制度や介護休暇制度について、企業や住民に広く周知し、子育てにやさしい職場環境の整備を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての啓発活動を強化します。	教育課 総務課
父親の育児参加の促進	各種事業への父親の参加を促進し、子育ての役割分担や家族全体での協力を通じて子どもを育てる意識の醸成を図ります。 また、母親がワンオペ育児による育児負担から孤独感や疲れを出さないよう、父親との育児、家事の役割分担ができるよう事業を推進します。	教育課 健康福祉課

3 親子が健康に過ごすために

(1) 切れ目のない健康支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
切れ目のない支援の充実・利用者支援事業	令和7年度より、利用者支援事業(こども家庭センター型)として、妊娠期から子育て期にかけての多様なニーズに対して、ワンストップで対応し、切れ目のない支援を充実します。	教育課 健康福祉課
妊産婦健康支援事業	母子健康手帳の交付や妊産婦健康診査費の補助、妊婦訪問を通じて、安心して妊娠・育児ができるように妊産婦への相談支援等の充実を図ります。	健康福祉課
新生児聴覚検査事業	聴覚障がい早期発見と早期療育を目指して、新生児聴覚検査費用の助成を行います。	健康福祉課
産前・産後サポート事業	妊産婦には、妊娠中から仲間づくりや専門職による相談支援(プレママCafé、両親教室)を提供します。また、産後ケアや母乳相談事業では、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行います。産後ケアについては、需要が高まっていることから、安心して産後を過ごせるように体制を整備していきます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)・養育支援訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や乳児・保護者の心身状態、養育環境を把握するとともに、養育に関する相談に応じて助言・支援を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査事業 (乳児健診・1歳6か月健診・3歳児健診)	乳幼児の心身ともに健康な育成のために、診察や健康相談を実施し、病気の予防や早期発見・早期療育、育児不安解消への支援を行います。また、未受診児の全数把握に努めます。	健康福祉課
乳幼児相談事業	発達の節目となる月齢(生後7か月、1歳、2歳、4歳、5歳)で発達状況を確認し、育児に関する指導や相談、歯科保健・栄養に関する指導を行い、心身の成長支援と保護者の育児不安の軽減や保護者の交流を図ります。	健康福祉課
予防接種の実施	乳幼児を感染症から守るために、集団または個別での予防接種の実施及び接種の勧奨をしていくと共に、令和8年度からはじまる予防接種事務のデジタル化に向けて取り組んでいきます。 また、予防接種についての正しい情報の提供を行います。	健康福祉課

(2) 「食育」の推進

事業・施策	展開方向	担当課
離乳食教室の開催	乳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や健康・育児について講習会を開催します。 継続して集団教育を行うとともに、不安のある家庭に対しては個別に対応します。	健康福祉課
保育所における食育の推進	子どもの健康づくりのために、自園調理によって、子ども一人一人の心身の状態に応じた給食の提供を指導します。また、子どもが生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食材や調理する人への感謝の気持ちが育つようにします。	教育課
学校における食育の推進	栄養士による給食だより等を活用した食育指導により、心身の健全な発達を促します。また、地場産品の給食への利用をさらに拡大することで、園児・児童・生徒の地域農業への関心、食や郷土への理解・愛着を深めます。	教育課 健康福祉課
食生活改善推進員（いずみ会）の活動	健康的な食生活推進のための料理講習会や試食の提供、食育のPR活動を行います。また、幼稚園児に対しては、手づくりおやつの提供を通じた食生活の見直しのきっかけづくり、中学生に対しては、正しい食習慣についての講話を実施し、若い世代からの食育を推進します。	健康福祉課
栄養相談事業	乳幼児健診や健康相談において、偏食や肥満、やせ等が気になる乳幼児について、保護者に対する個別支援を行います。	健康福祉課

(3) 思春期保健対策の充実

事業・施策	展開方向	担当課
学校保健における指導の充実	性感染症や人工妊娠中絶などの性の問題や心の健康に関して、必要な知識を身につけるよう教科を通じた指導を強化します。 また、性の多様性に関する教育により、人権感覚を養う指導を行います。	教育課 健康福祉課
喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育の充実	保健学習を中心に関係機関と連携し、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育を推進します。	教育課
思春期の心の問題に対する相談体制の充実	心身に悩みを抱える児童や生徒の早期発見と早期対応を図るため、学校、教育課、健康福祉課が連携し、子どもたちが相談しやすいような支援活動を進めます。	教育課 健康福祉課

(4) 小児医療の充実

事業・施策	展開方向	担当課
乳幼児等医療費助成事業	子育ての経済的負担の軽減を図るため、0歳から高校3年生までの通院・入院医療費に対して助成を行います。	住民生活課
子どもの健康管理等の啓発	子どもの健康管理の重要性や身近にかかりつけ医を持つことの必要性について、啓発活動を行います。	健康福祉課
医療機関との協力体制の充実	乳幼児がいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広域的な医療機関の連携強化を図り、小児科医療体制の充実を図ります。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。また、養育についての相談に応じ、助言・支援を行います。	健康福祉課

4 子どもの健やかな成長と学びの充実のために

(1) 児童健全育成の推進

事業・施策	展開方向	担当課
青少年健全育成団体の育成支援	青少年の健全な成長と健康を促進するために、青少年健全育成団体などの支援を行います。	教育課
地域スポーツクラブの支援	スポーツ活動を通じて、家族のふれあいや世代を超えた交流を促進し、青少年の健全な成長、子どもたちの居場所づくり、地域の教育力向上、地域住民の交流の場としてのスポーツクラブの育成や持続的な運営支援に取り組みます。	教育課
子ども会活動の支援	子どもの社会性や協調性を育て、児童の健全な成長を育成するために子ども会活動を支援します。	教育課
交流事業の充実	郷土の歴史や文化を再認識し、世代や学校間の交流を深めるため、昔あそびなどの体験教室や世代間交流の集いを実施します。	教育課
スポーツ振興事業	親子同士の地域交流と健康増進を促進するため、親子親睦大会などのスポーツ施設を活用した事業の展開と活動支援を行います。	教育課
相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもが悩みを相談しやすい体制を整えるとともに、教育相談窓口の周知徹底や、家庭、学校、関係機関との連携を強化します。	教育課
いじめ防止対策の推進	神河町いじめ防止対策推進条例に基づき、各学校で作成した「いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの予防と的確な対応に努めます。特に課題解決的な指導だけではなく、児童・生徒の成長を促すような生徒指導を充実させます。	教育課

(2) 子どもの学びの充実

事業・施策	展開方向	担当課
学校教育の充実	「かみかわ教育創造プラン」の基本方針に基づき、確かな学力を養うための学習指導を充実させるとともに、自己を見つめ、他人を思いやる心を育て、健全な心身を育む健康教育を強化します。また、家庭や地域と連携して、魅力的な学校教育の充実を図るとともに、将来的なＵターンに繋がる地元への愛着を育む教育を推進します。	教育課
学校教育に関する専門的人材の配置 【新規】	学校教育に関する専門的なスキルに基づいて、助言やその他の支援を行う人材の育成・配置を行います。	教育課
外国語教育推進事業	ALTや地域の人材等を活用し、小中学校における英語教育の推進を図ります。	教育課

(3) 子どもの遊び・体験の場の充実

事業・施策	展開方向	担当課
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	共働きなどで昼間に保護者が不在の小学校6年生までの児童を対象に、子どもの自主性や社会性を一層高めるため、「遊びの場」や「生活の場」としての機能の充実を図ります。また、特別な配慮が必要な児童に対しては、学校などと連携して誰もが活き活きと活動できるよう体制を整備します。	教育課
放課後子ども教室の実施	地域の方々の参画のもと、放課後に子ども同士や子どもと大人の交流機会を設け、体験及び学習活動に係る活動を行います。また、ボランティアの増員を進めます。	教育課
子どもの遊び場の充実	誰もが同じ空間で多種多様に遊ぶことができる施設や公園などの遊び場を充実します。	総務課 教育課

(4) 次世代の親の育成

事業・施策	展開方向	担当課
ボランティア活動への参加促進	中学生や高校生がジュニアリーダーなどのボランティアとして、地域の子ども会活動や子育て支援活動に参加する機会を提供し、子育てや子育て支援への理解を深めるように努めます。	教育課 健康福祉課
いのちの大切さに関する学習機会の提供	命の大切さ、ストレスとうつ、SOSの出し方、性暴力等について学ぶ機会を提供するとともに、他者の命や人権を尊重する心を養う指導を行います。	教育課 健康福祉課

(5) 児童虐待防止対策の充実

事業・施策	展開方向	担当課
子どもの権利に関する啓発事業	いじめや虐待などの子どもの人権侵害を防ぐために啓発チラシの発行等、子どもの権利に関する啓発事業や、体罰によらない子育てに関する意識啓発を関係機関等と連携して推進します。 また、教育・保育に従事する者や地域のリーダーに対し、子どもの人権に関する研修を実施します。	教育課
虐待の発生予防に向けた取組の推進	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診未受診者及び未就園の子どもの把握等を行い、関係機関との情報共有により、支援・介入が必要な家庭の早期発見に努め、虐待の未然防止を図ります。	教育課 健康福祉課
要保護児童対策地域協議会との連携促進	家庭、地域、学校、行政等、関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期通報をしやすい環境をつくり、児童虐待防止のさらなる推進を図ります。	教育課
利用者支援事業（こども家庭センター型）	すべての子どもとその家庭、そして妊産婦などに対する包括的で継続的な相談支援体制を強化するため、利用者支援事業（こども家庭センター型）の充実を図ります。	教育課 健康福祉課
児童家庭相談事業	こども家庭センターや福祉事務所等の関係機関と連携し、子育て家庭の支援に努めるとともに、児童虐待の発生予防や早期発見等、相談事業の充実を図ります。	教育課 健康福祉課

(6) 子ども・若者支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
子ども・若者育成支援	いじめや不登校、引きこもり、就労困難な若者など、さまざまな困難を抱える子どもや若者を支援するため、子ども・若者支援地域協議会（青少年問題協議会）を中心に、地域での子ども・若者育成支援ネットワークを構築し、困難さを抱える子ども・若者を支援します。	教育課 住民生活課 健康福祉課

5 すべての子育て家庭への支援のために

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業・施策	展開方向	担当課
ひとり親家庭等への経済的支援の実施	ひとり親家庭などに対して、生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成を行います。	住民生活課 教育課
母子生活支援施設等への入所及び生活支援の実施	自立支援を必要とする母子家庭やDV等で被害を受けた母とその子どもを母子生活支援施設等に入所させて保護するとともに、自立促進のために生活支援を行います。	教育課 健康福祉課

(2) 特別な支援を要する子どもへの支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
特別な支援を要する子どもとその家庭への経済的支援の実施	特別な支援が必要な子どもとその家庭に対して、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別支援教育就学奨励費などの支給や医療費の助成を行います。	住民生活課 健康福祉課
障害福祉サービスの充実	障害児福祉計画に基づき、関係機関と連携し、障害児福祉サービスの充実を図ります。また、医療的ケアが必要な子どもがスムーズに支援を受けられるよう、保健・医療・福祉などの関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。	健康福祉課
障害児保育事業・障害児受入事業	障がいのある子どもの保護者の精神的・肉体的負担を軽減するために、保育所での一時預かりを引き続き実施します。また、集団保育が可能な障がいのある子どもについて、保育所での受け入れを行います。	教育課
ノーマライゼーションの普及啓発	障がいのある人もない人も、互いに尊重し合い、支え合いながら共に生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、幼少期から共に学び育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動を行います。	健康福祉課
要支援児就学サポート連絡会議の実施	心身に障がいがある子どもや発達障がいのある子ども（疑いを含む）がその子にあった教育が受けられるよう、就学・就園・進級の際、適切に対応するため、関係機関による町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の巡回訪問やカンファレンスを通じて情報交換を行います。	教育課 健康福祉課

事業・施策	展開方向	担当課
ライフステージに応じた継続的な支援の推進	ライフステージごとに必要な支援内容と支援計画を記録し、支援機関ごとに引き継ぎ可能なサポートファイルを作成し、支援が必要な子どもが個別に必要な支援を継続的に受けられるよう取り組みを推進します。	健康福祉課 教育課
支援を必要とする子どもへの相談事業 (子ども発達すこやか専門相談・5歳児発達相談)	乳幼児健診や母子保健事業で把握した支援が必要な子どもに対して、発達相談や療育相談を実施し、保護者に寄り添いながら関係機関と連携して早期支援を行います。	健康福祉課 教育課

(3) 困難を抱える家庭への支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
生活困窮家庭等への支援	生活困窮者自立支援制度に基づき、県と連携して自立にむけての支援を行います。	健康福祉課
住宅確保に係る支援	住宅セーフティネット法に基づき、若者世帯家賃低廉化事業を実施し、低所得の若者世帯に対して賃貸住居への入居支援を行います。	ひと・まち・みらい課
外国につながる子ども※とその家庭への支援	外国につながる子どもやその家庭がスムーズに教育や保育を利用できるよう、支援が必要な子どもや家庭の状況を把握し、それぞれに応じた支援を行います。	教育課

※外国籍の子どもや両親が国際結婚している子ども等、外国にルーツを持つ子ども。

(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
児童手当給付事業	高校生年代までの児童を育てている方に、児童手当を支給します。	住民生活課
こどもを健やかに生み育てる支援金	3人目以降の出生に対して、引き続き保護者にお祝い金を支給します。	住民生活課
就学援助制度	経済的な理由で就学が困難と認められる小学生や中学生の保護者に対して、学用品費などの援助を行います。	教育課
妊産婦健康診査への助成事業	妊産婦の健康診査や妊婦の歯科検診にかかる費用の一部を助成します。具体的には、多胎妊婦健診、低所得妊婦の初回産科受診料の助成や妊婦健診の通院費の助成等を行います。	健康福祉課
不育症治療費助成事業	不育症に対して、保険適用外となる治療もあるため、検査費及び治療費の一部を助成します。	健康福祉課
新生児聴覚検査への助成	新生児の聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。	健康福祉課
通学・通園への助成	町立学校に通学、通園する児童・生徒及び園児の通学費等を一部支援することにより、通学に係る負担の軽減を図ります。	教育課
出産子育て応援給付金事業	孤立感や不安感を抱く妊婦・出産、子育て期までの家庭も少なくないことから、一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなげる伴走型相談支援事業と経済的支援を一体的に実施します。	健康福祉課
小中学校等入学子ども未来応援支援金【新規】	子どもたちの成長を応援するとともに子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、小学校・中学校の入学時にお祝い金を支給します。	教育課

6 安全安心な環境づくりのために

(1) 良質な居住環境の確保

事業・施策	展開方向	担当課
町営住宅における低所得世帯等の優先入居	町営住宅の入居に際して、低所得世帯や多子世帯などに対して、優先的に入居を決定します。	住民生活課
神河町若者世帯住宅支援事業【新規】	若年層の町内定住を促進し活力ある町づくりを進めるため、神河町内の賃貸住宅に入居する、または居住を目的とする住宅の取得やリフォームをする若者世帯へ費用の一部を補助します。	ひと・まち・みらい課
公園緑地の整備	公園や緑地の整備においては、計画段階から住民の意見を取り入れ、防犯対策や利用者の安全確保に配慮し、子育て世代や子どもだけでなく、多くの世代が集える遊び場の提供を進めます。	総務課 教育課 ひと・まち・みらい課

(2) 安心して外出できる環境の整備

事業・施策	展開方向	担当課
道路整備事業	道路整備においては、歩車道境界ブロックの設置により歩行者の安全を確保します。また、道路のバリアフリー化を推進します。	住民生活課 建設課
交通安全施設整備事業	交通事故を防止するため、安全かつ円滑な通行を確保する道路区画線や道路標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。	住民生活課 建設課
通学バス運行等事業	遠距離通学をする児童の安全を確保するため、通学バスの運行やコミュニティバスの活用を行います。	教育課
子育て家庭にやさしい設備の整備	親子が利用する施設に、授乳室やベビーキープ、おむつ替え用のベッドなどの設置を推進します。	健康福祉課

(3) 子どもを事故や災害から守るための活動の推進

事業・施策	展開方向	担当課
交通安全の推進	チャイルドシートの着用の啓発等、交通安全運動を積極的に展開するとともに、年間を通じた交通安全教室等の開催を実施します。	住民生活課
通学路等における安全確保	通学路や未就学児の園外活動に関連する経路について、定期的な点検や交通安全設備の設置を行い、安全確保に努めます。	建設課 教育課 住民生活課
防災教育の推進	各校区で定期的に防災訓練を実施し、災害発生時のさまざまな状況を想定して訓練内容を変えることで、学校教員や児童、生徒の災害対応力の向上を図ります。	住民生活課 教育課

(4) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

事業・施策	展開方向	担当課
「子どもを守る110番の家・店」事業	子どもが身の危険を感じた際に、避難場所として駆け込める「子どもを守る110番の家・店」の充実及び啓発に努めます。	教育課
防犯対策の推進	防犯対策のため、街路灯・防犯灯の整備、子どもへの防犯グッズの配付、防犯に関する啓発等を行います。	教育課 住民生活課
防犯ネットワークの整備	ひょうご防犯ネットによる犯罪発生時の通報システム等により、防犯ネットワークを整備します。また、ひょうご防犯ネットへの登録を促進します。	教育課 住民生活課
不審者対策の推進	学校への不審者対策として、防犯カメラ設置等、不審者侵入防止体制の整備や防犯対策の充実を図ります。 また、登下校時における交通立番や下校時の見守り活動の充実を図ります。	教育課 住民生活課
インターネット・SNS等に関する啓発	インターネット・SNS等の正しい使い方やモラル、危険性について、児童・生徒及び保護者への啓発を図ります。	教育課

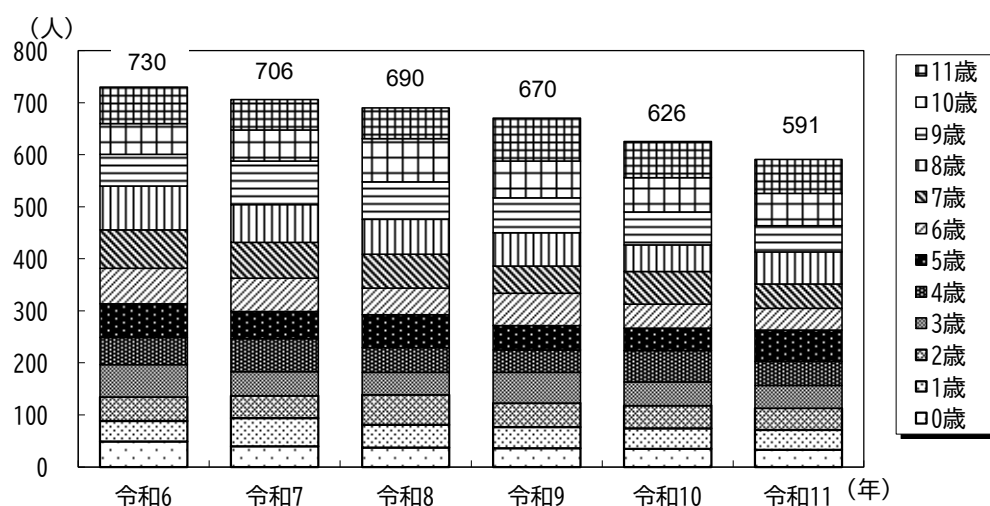
第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

2. 人口推計

今後5年間の人口推計をみると、0～11歳の人口は減少すると予想されます。



	2024年 令和6	2025年 令和7	2026年 令和8	2027年 令和9	2028年 令和10	2029年 令和11
0歳	49	40	38	36	35	33
1歳	40	54	43	41	39	38
2歳	46	43	58	46	44	42
3歳	62	46	43	59	46	44
4歳	52	64	47	43	60	46
5歳	65	52	64	47	43	60
6歳	68	64	51	62	46	42
7歳	74	69	65	52	63	47
8歳	84	72	67	64	51	61
9歳	61	84	72	67	63	51
10歳	59	60	83	71	66	62
11歳	70	58	59	82	70	65

※住民基本台帳（各年度4月1日現在）を基に算出(令和6年は実績値)

3. 量の見込みと確保方策

これからの量の見込みと確保方策については、今後の子ども子育て会議で決定していく予定です。

(1) 教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の児童が保育所・幼稚園等を利用する事業です。教育・保育事業の量の見込みについては、令和5年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆認定区分と対象施設

認定区分		対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園 地域型保育事業

① 1号認定（2号認定教育利用希望含む）

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
②－①					

■確保方策の考え方

町内3か所の幼稚園において、提供体制の確保を行います。

②2号認定

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
②－①					

■確保方策の考え方

町内2か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

③3号認定

【0歳児】

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
②－①					

■確保方策の考え方

町内2か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

【1・2歳児】

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
②－①					

■確保方策の考え方

町内2か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

◆3号認定の子どもの保育利用率※

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率(%)					

※保育利用率は0～2歳の子どもの数に占める3号認定利用定員数の割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。教育・保育事業の量の見込みについては、平成30年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
- ⑫ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ⑬ 児童育成支援拠点事業【新規】
- ⑭ 親子関係形成支援事業【新規】
- ⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑯ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑰ こども誰でも通園制度

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
基本型・特定型					
母子保健型					
②-①					

■確保方策の考え方

現在母子保健型を1か所設置しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互交流を行う場を設置し、育児不安や子育てに関する様々な相談・助言等の子育て支援を行う事業です。

(延人・か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策	延べ人				
	か所				
②-①					

■確保方策の考え方

現在2か所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

③妊婦健康診査事業

妊娠中の健康の保持・増進を図るため、妊婦を対象に妊婦健康診査の補助（受診券発行）を行い、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

(延人・か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人					
	延べ回					
②確保方策	人					
	延べ回					
②－①						

■確保方策の考え方

国が定める基本的な妊婦健康診査項目について、医療機関との委託契約により、通年実施をします。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や相談・助言、養育環境等の把握を行う事業です。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
②確保方策						
②－①						

■確保方策の考え方

本町の保健師により、対象乳児のいる家庭への全戸訪問を継続して実施します。

⑤養育支援事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
②確保方策						
②－①						

■確保方策の考え方

本町の保健師により、対象乳幼児等のいる家庭への訪問を継続して実施します。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

■確保方策の考え方

児童養護施設と連携し、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の保護者を対象に、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録を行い、様々な育児の手助けを行う事業です。

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

■確保方策の考え方

本事業の利用実績はなく、国が示す考え方に基づいた量の見込みについても算出されませんでした。今後、事業の周知を図るとともに、利用希望に応じた事業の提供を図ります。

⑧一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした一時預かり（幼稚園型）とそれ以外の一時預かり（幼稚園型を除く）があります。「幼稚園型」は、幼稚園在園児を対象に、保護者の急な用事等で家庭での保育が一時的に困難となった子どもを幼稚園で預かる事業です。「幼稚園型を除く」は、未就園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育所等で預かる事業です。

【幼稚園型】

(延べ人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定					
	2号認定					
	合計					
②確保方策						
②－①						

■確保方策の考え方

現在2か所の幼稚園で一時預かりを実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

【幼稚園型を除く】

(延べ人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
②確保方策						
	一時預かり(保育所)					
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く)					
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
②－①						

■確保方策の考え方

現在2か所の保育所で一時預かりを実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育所に通う子どもを対象に、保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

(人・か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)						
②確保方策	人					
	か所					
②－①						

■確保方策の考え方

現在2か所の保育所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑩病児・病後児保育事業

病中の子どもを家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
病児保育事業					
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)					
②-①					

■確保方策の考え方

令和2年度より病児対応型を1か所設置し、利用者のニーズに応じた提供体制を確保します。

⑪放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の適切な遊び・生活の場を提供し、心身の健全な育成を図る事業です。

(延べ人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生					
	2年生					
	3年生					
	4年生					
	5年生					
	6年生					
	合計					
②確保方策						
②-①						

■確保方策の考え方

現在2か所の学童保育クラブで事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施について、現在一体型2か所、連携型1か所で実施を行っています。今後も関係部局間と連携した取組の推進、小学校の余裕教室等の活用についての検討を行います。

◆一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室数の目標量

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室数(か所)					

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭へヘルパーが訪問し、家事支援する事業。

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

■確保方策の考え方

⑬児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

■確保方策の考え方

⑭親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者等に、講義やグループワーク等を通じ、相互の悩みや不安を相談・共有、情報交換ができる場を設け親子間の適切な関係性の構築支援を行う事業

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②－①					

■確保方策の考え方

⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具の購入費用、行事への参加費用等を助成する事業です。

■確保方策の考え方

継続して事業を実施し、必要に応じて給付を行います。

⑯多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策の考え方

国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

⑰こども誰でも通園制度

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就学園児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かる事業

(延べ人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
②－①					

■確保方策の考え方

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、保育所・幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、公立神崎総合病院、ケアステーションかんざき、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また、自治会等の地域組織と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

2. 関係機関との連携

子ども・子育て支援施策は、児童手当や子育てのための施設等利用給付等、国や県の制度に基づいて実施を行うものや、近隣自治体との連携を必要とする事業が多くあります。そのため、国や県、近隣自治体との連携のもと、計画の推進を図ります。

3. 計画の進捗管理

計画の進行管理については、PDCAの考え方を踏まえて評価・点検を行い、進行状況の把握を行います。また、子ども・子育て会議にて意見を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を図ります。

■PDCAサイクル

